

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月9日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 蓬 萊 務

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第12号

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第12号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「フロッピーディスク」の次に「、光ディスク」を加える。

別表2 電磁的記録の部(3)(1)及び(2)以外の電磁的記録の款フロッピーディスクに複製したものの項の次に次のように加える。

光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複製したもの	1枚につき	100円
-------------------------------------	-------	------

様式第3号中

「磁気ディスク 録音テープ」を
「磁気ディスク 光ディスク
録音テープ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。